



みどり市消防団協力事業所表示制度



地域防災の要である消防団の活動を継続させるためには、消防団員が勤務している事業所等の御理解・御協力が不可欠です。

みどり市では、みどり市消防団の活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定し、「消防団協力事業所表示証」を交付します。

○ 「消防団協力事業所表示証」が交付されると…

事業所の見やすい場所、パンフレット、チラシ、ポスターなどに「消防団協力事業所表示証」を表示することで、社会貢献事業所としてイメージアップを図ることができます。



○ 消防団協力事業所の認定要件

次のいずれかに該当し、かつ、消防関係法令に違反していないこと。

- (1) 2人以上の従業員等が消防団に入団し、当該従業員等の消防団の活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) みどり市と災害時等における協力協定、覚書等を締結し、事業所等の資機材を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (3) (1)・(2)に掲げるもののほか、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実、強化等に寄与していると市長が特に認める事業所等

○ 「消防団協力事業所表示証」交付の流れ

- 1 申請書を市役所危機管理課(笠懸庁舎 2 階)に提出 (事業所等 → 市役所)
- 2 審査・認定 (市役所)
- 3 「消防団協力事業所表示証」を交付 (市役所 → 事業所等)

○ 「消防団協力事業所表示証」の有効期間

有効期間は消防団協力事業所の認定を受けた日から 2年間です。

有効期間満了の日の 30 日前までに更新申請をしていただくことで、有効期間を 2 年間延長することができます。

お問合せ先
みどり市危機管理課(笠懸庁舎 2 階)
電話：0277-76-0960 (直通)